

奈良教育大学学生会館規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年8月30日規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号)第60条第2項の規定に基づき、奈良教育大学学生会館(以下「学生会館」という。)の適正な管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 学生会館は、次に掲げる行事等に使用することを目的とする。

- 一 大学が行う行事
- 二 学生が行う行事及び課外教育活動
- 三 学生及び教職員の集会、レクリエーション及び福利厚生のための行事
- 四 学会及び研究会等
- 五 その他館長が必要と認めたもの

(職員)

第3条 学生会館に次の職員を置く。

- 一 館長
- 二 会館主事
- 三 事務職員
- 四 館長が必要と認めた職員

2 館長は、副学長(教育担当)をもって充てる。

3 会館主事は、学生支援課長をもって充てる。

(職務)

第4条 館長は、前条第1項第二号から第四号の職員を監督し、学生会館の適正な管理運営に努める。

2 会館主事は、館長の命を受け、前条第1項第三号及び第四号の職員を指揮する。

3 前条第1項第三号及び第四号の職員は、館長及び会館主事の命により、事務を処理する。

(その他)

第5条 学生会館の使用に関する細則は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第84号)

この規則は、平成18年8月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。